

相談やセミナーを受けられない業種等

下記の企業・団体は相談やセミナーを受けることが出来ません。

- 1 みなし大企業
 - ・発行済み株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
 - ・発行済み株式の総数又は出資金額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業
 - ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業
- ※大企業とは中小企業以外の事業者で、資本金又は出資金が10億円以上の事業者をいう。
- 2 学校法人
- 3 宗教・政治・経済・文化団体その他の非営利事業及び団体（NPO法人を除く）
- 4 健康保険組合
- 5 国民健康保険組合
- 6 国民健康保険団体連合会
- 7 社会保険診療報酬支払基金
- 8 厚生年金基金
- 9 従業員組合
- 10 労働組合
- 11 公共職業安定所
- 12 普通銀行、信託銀行、信用金庫、信用組合
- 13 商工会議所、商工会議所連合会
- 14 商工会、商工会連合会
- 15 公的金融機関（公社・銀行・公庫）
- 16 中小企業団体中央会
- 17 信用保証協会
- 18 地方公共団体
- 19 中小企業活性化協議会
- 20 知財総合支援窓口
- 21 事業承継・引継ぎ支援センター
- 22 働き方改革推進支援センター
- 23 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営む者